

令和3年度複製物作成計画

令和3年3月4日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、平成27年5月27日一部改正、平成30年10月1日一部改正）等に基づき、令和3年度に独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)が作成する複製物の対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和3年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれ等を勘案し、御署名原本、内閣文庫等(約210万コマ以上)とする(主な対象は、下表のとおり)。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
行政文書	御署名原本	法律や政令等の公布原本である御署名原本 令和3年度受入分（平成3年作成）
	財政史資料・議会参考書	帝国議会（第57回～第70回）の政府答弁用参考資料として作成された想定問答等（財務省から移管）
	閣議・事務次官等 会議資料	閣議、事務次官等会議（昭和27年～昭和36年）の資料を開催日順に綴った文書（内閣官房から移管）
内閣文庫	和書	内務省、外務省、教部省等旧蔵資料
	漢籍	紅葉山文庫、豊後佐伯藩主毛利高標献上本等旧蔵資料

3. 複製物の作成・提供方法等

複製物は、デジタル化により作成し、本年度末までに館デジタルアーカイブにより利用に供するものとする。